

第一回國會、農林委員會會議錄第三十一号

(五四四)

昭和二十二年十月十三日(月曜日)

午後二時三十分開議

出席委員

委員長 野溝 勝君

委員 山田 健吉君

委員 久藏君

委員 中垣 國男君

委員 小川 原政信君

委員 重富 卓君

委員 野原 正勝君

委員 松野 頼三君

委員 山村 新治郎君

委員 中村 元治郎君

出席政府委員

農林政務次官 井上 良次君

農林事務官 山添 利作君

委員外の出席者

專門調査員 片山 徳次君

專門調査員 岩隈 博君

十月十一日

農業技術員設置費國庫補助増額に關する陳情書(兵庫縣農業會有馬支部長作倉作藏外十四名)(第三七七號)

米麥その他農産物價格引下に關する陳情書(長野縣北安曇郡松川村瀧澤修之助)(第三七八號)

第一類第九号 農林委員會會議錄第三十一号 昭和二十二年十月十三日

農業保險法改正に關する陳情書外八件(青森縣三戸郡浪邊村農業會會長守平外八名)(第三八〇號)

竹材加工工業に關する陳情書(島根縣松江市東朝日町出雲竹材工業所高木貞一)(第三八四號)

食糧政策に關する陳情書(東京都港區議會食糧對策全委員會委員長高雄龍)(第三八五號)

造林事業強化に關する陳情書(社團法人日本治山治水協會會長石黒武重)(第三八七號)

農業協同組合法案一部修正に關する陳情書外十一件(宮崎縣東臼杵郡北方村森林組合會長長末長稅藏外五十二名)(第三八九號)

政府木炭代金支拂に關する陳情書(鹿児島縣農業會會長末吉市之進)(第三九四號)

農業協同組合法案中第九條第三項創除反對に關する陳情書(長野縣新炭生産者代表櫻田茂美外九名)(第三九五號)

農業協同組合法案一部修正に關する陳情書外十四件(群馬縣碓氷郡秋間村森林組合會長伊與久藤太郎外百九十二名)(第四〇〇號)

農地制度改革に關する陳情書(大分縣東國東郡武蔵町海外引揚者團體協生會長難波昭治)(第四一號)

福岡縣における國營干拓事業施行促進に關する陳情書(福岡縣議會議長稻島益)(第四一五號)

主要食糧の均霑配給に關する陳情書(福岡縣議會議長稻島益)(第四一八號)

號) 檣の實割當の地方移管に關する陳情書(福岡縣議會議長稻島益)(第四二四號)

本日の會議に付した事件

農業協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整理等に關する法律案(内閣提出)(第三〇號)

○野溝委員長 會議を開きます。

これより農業協同組合法案及び農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整理等に關する法律案の兩案を議題といたします。

この兩案は九月十八日に質疑を終了いたしました。本日はこれより討論にまいります。討論は兩案を一括して行ふことにいたしたいと思います。御異議はありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野溝委員長 なお討論については、各黨におきまして修正並びに附帶決議の内容を織りこんだ討論を行うことにいたしましたと思ひます。

なお共産黨から討論に先立ちまして申出がありました。これを簡単に朗讀いたしたいと思います。いかがでございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野溝委員長 では簡単に朗讀いたします。

一、土地改革の徹底

二、適正利率による長期短期農業資金の貸付及び農業生産に直接間接必要な資材の供給の優先的確保

三、農業生産の共同化及び農業技術の向上のための積極的助成

四、部落農業團體の完全解體

五、電力事業法等農業協同組合の事業を制約する統制法規の改正

六、公職追放者及び昭和二十二年七月七日より昭和二十九年九月二日に至る間、農會法、農業組合法及び農業團體法に基く農業團體の役員であつた者を農業協同組合の役員より排除するための行政的措置

七、解體さるべき農業會が農業協同組合設立運動を行うことを抑制するための行政的措置

以上でございます。これは理事會において協議の結果、ある部分におきましては附帶決議の方に相當織りこんであるから、一應報告することに止めておこうという意見がありましたので、さよういたします。

では討論にはまいります。討論の順序をいたしまして、社會黨に發言を許します。大島委員

○大島(義)委員 私はただいま議題となつております農業協同組合法並びに農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整理に關する法律案、この二つに對しまして、ごく一部の附則の修正を除きました原案に賛成するものであります。以下簡単にその賛成の理由を申し上げます。いささか申し上げるまでもなく、日

本の民主化のためには、日本の全人口の過半数を占める日本農村の民主化なくしては、日本の民主化というものは徹底するものではないのであります。従いまして日本農地の開放の指令、あの線に沿つて農地の開放が現に行われつつありまして、しかもこの農地の開放の裏づけをいたしまして、今回行われるところの農業協同組合法に對しましては、われわれは全面的にこれを支持するものであります。しかしながらその内容といえども必ずしも完全無缺のものとは言えないのであります。この點に關しましては、すでに理事會において決定しております附帶決議があるものであります。この附帶決議の條項を申し上げますと、

一、農業協同組合事業に關連のある食糧管理法、酪農調整法、馬匹法其他許可認可を要する關係法は、農業協同組合事業の發展の助長のため速かにこれも改廢すること

二、農業協同組合事業の達成を圖るため、金融の自主的確立に關し充分なる措置を講ずること

三、農業協同事業の達成を圖るため、技術員制度を確立し、併せて研究機關を設立すること

四、森林組合、漁業組合等農山漁村に對する協同組合組織の確立に關し速かに法的措置を講ずること

五、政府は養蠶、畜産等農業の各業種の健全なる發達を圖るため本法施行に當り特に育成の措置を講ず

ること

六、同一地区内に二つ以上の同種組合が設立される場合は、組合員の二重加入を認めざる措置を講ずること

七、農業會費徴収禁止について、嚴重監督をなし、遺憾なきを期すること

八、農業團體解散に當りその資産の分配については、組合員の意志を尊重し、合理的且つ能率本位にその處分の途を講ずること

九、農業會の解散に伴う農業職員之處置に關し適當なる措置を講ずべきこと

十、公職追放令該當者たりし者は、農業協同組合の役員に就任せざるよう措置を講ずること

十一、議決權を行使する代理人は組合員たるべきこと

十二、政府は農業協同組合の設立育成に關し積極的な援助を行ふこと

十三、農業協同組合法の運営上、加工場の新設、運搬業の開始等他官廳の許可を要する事項が多いから、主官廳は本法運営上支障を來さないよう責任を負ふこと

十四、非出資組合に對しても出資組合と同様に課税しないこと

十五、第四十條第一項の總會は准組合員を除く總組合員の半数以上が出席しなければこれを開けぬよう措置を講ずること

以上十五項目にわたる附帶決議を附しまして、本案に賛成するものであります。この附帶決議の内容につきましても、一々私が説明を申し上げる必要もないと思ひますので、これは御熟讀を願へば、もちろんそのみで差支えないのであります。とにかく今後の日本農村が、いづれにいたしましても、今までの經營形態を脱却して、多角的な經營、集約的な經營をして、農村の自主的な自治の道と民主化をはかります上においては、本協同組合法案の内容の修正に對しましては、私どもは同意いたしかねるのであります。従いまして原案をこのまゝにいたしまして、その最後の附則の一部を改正いたしまして、この附帶決議を附して本案に賛成いたすものであります。はなはだ簡單ではあります。賛成の理由を申述べた次第であります。次に修正案の内容を申し上げます。農業協同組合法の附則であります。それは、原案には「この法律施行の期日は、政令でこれを定める。」とあります。下に、「ただしその期日はこの法律公布の日から一箇月を経過した後の日であつてはならぬ。」とあります。修正するものであります。その次は、農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整理等に関する法律案、このやはり最後の附則であります。「この法律施行の期日は、政令でこれを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。」とあります。これを「前項の政令で定める期日は、この法律公布の日から一箇月を経過した後の日であつてはならぬ。」とこれを加えるのであります。

○野澤委員長 民主黨の八木君。
○八木委員 民主黨といたしましては、ただいま提案になつておりますこの二法律案の原案に、附則一部修正を含めまして賛成をいたし、きわめて速やかなる機會における、可決確定、成立實施の運びに至らんことを望みます。この法律は農民の協同組織の發達を促進し、もつて農業生産力の増進と、農民の經濟的社會的地位の向上をはかり、あわせて國民經濟的發展を期することを目的とする。この立法に明記の通りであります。日本の農村は今現に敗戦日本建直しのために、農地改革の基礎の上に立ちまゝして、農民解放と農村民主化の大道をきり開こうといたして、昭和二十年、一九四五年の十月、二月九日連合軍から日本政府に寄せられたところの、いわゆる農民解放令以後今日まで、一年半歳有餘を経過してまいつてゐるのであります。この法律によりまして組織できることになり、ます農業協同組合は、この一年半歳有餘にわたるかかる努力への一つの重要な組織をなさんとするものであります。これに副しまして、わが農村が、大きく新らしく脱皮する時期に際會してゐるという自覺のもとに、この法律案の提出をみるに至るまでのこの期間、この一年有餘の間に、關係筋から有力な指導も受けてゐる點が多々あることを、率直に認めまして、内外の客觀的諸情勢よりもいたしまして、農民の自由なる意思を主體とした自主的農業協同組合の設立を期待して本案の成立に賛意を表明するものであります。しかしこの協同組合そのものから、ただちに日本農業の近代化、農業經營の合理的刷新が望まれるものではないといふことは言ひまでもありません。われわれはこの組織を日本農業發展のために設立させた念願からいたしまして、理事會において決定をみ、ただいま大島委員が讀み上げになりました附帶決議を、そのまゝ賛意を表しまして、一日も早く施行の日を待つものであります。

古くから日本の農業は海に結びついて發達したものだといふ言葉が言われておりますが、漁業との相互關係において成立つたわが國の農業は、國民榮養の蛋白はこれを海の魚に求め、肥料またこれを海の魚に求めてゐる。これに反しまして、外國の農業は山と結びついて發達した農業だ、畜産が中心であつて、遊牧的な農業組織によつて、國民の榮養もまた蛋白をその畜産に求め、肥料もまた堆肥等に求めてゐるといふことを言われておりますが、わが國の農業の現状は原始的な鋤鋤農業でありまして、いつまでも畜力、機械力を使うところの技術が幼稚であるといふことは、だれもが認める否めない事實でございまして、労働生産性を非常に低くしておるわが國の現状におきましては、農民が一人で人口を養ひ得る負擔力はまことに少い。アメリカの三十四人、イギリスの十六人、デンマークの二十八人、ソ連の三人六分に比しまして、わが日本はわずかに一人九分六厘といふ情ない状態でありますから、農業作業の機械化、畜力化の問題を技術的に解決していくといふことは、焦眉のうち焦眉の急務であると思ふのであります。アメリカが一八〇〇年當時に、國民の大部分、九七%までが農民でありましたのに、順次減退しまして、今まではわずかに二五%の農業に従事する者の力によりまして、しかも一人當りの食糧は殖えておる。かような農業の中に畜力、機械力を大規模にとり入れた結果が教えておる事實は、わが國におきましては、局部的な地方的な事實といたしましては、かような事例が全然ないでもありません。しかし

農村人口が有り餘つて耕地が細分化いたしてあります現状におきましては、ただちにアメリカのこの事例をもつて云々いたしまして、そんなことは空念拂だといふ聲もあることだと思ひますが、われわれは機械が仕事を殖やし、仕事が増えれば多くの人口が維持、包擁ができるし、經營の多角化が地につれてくると固く信じております。農業の經營の多角化も、從來言われておるような零細な個人經營内の多角化ではなくして協同組織の中にある專業的な農業者が多角的に結つき、科學的に結合して、總合力を發揮していくような經營を考へたいのであります。このためには農地の所有權を細分化されております日本の農業者の協同組織、農民の協同組合組織の健全な發達にまつ點はきわめて多いといふことは、この機會にさしうな點に、もつと具體的な考へを敷衍して申してみますならば、單純な耕種農業で、かりに延勞力を百人必要とする場合に、労働生産を高めて、能率化をはかることによつて三十人で済む場合、残りの七十人が加工業とか、畜産とか、養蠶とかそれぞの分業的な專業技術經營の能力を發揮する方向に組織を通じていたしてまいりまして、農工一如、堅實な農村工業發展する總合力を發揮するようになつて、何よりも必要なことであると思ひておるのであります。これなくしては、この法律の第一條に規定いたしてあります、農民の協同組織の發達を期し得ないといふも信ずる次第であります。古來戰爭と農業の問題について定説がありまして、われわれもその面によつつかつております。

農村人口が有り餘つて耕地が細分化いたしてあります現状におきましては、ただちにアメリカのこの事例をもつて云々いたしまして、そんなことは空念拂だといふ聲もあることだと思ひますが、われわれは機械が仕事を殖やし、仕事が増えれば多くの人口が維持、包擁ができるし、經營の多角化が地につれてくると固く信じております。農業の經營の多角化も、從來言われておるような零細な個人經營内の多角化ではなくして協同組織の中にある專業的な農業者が多角的に結つき、科學的に結合して、總合力を發揮していくような經營を考へたいのであります。このためには農地の所有權を細分化されております日本の農業者の協同組織、農民の協同組合組織の健全な發達にまつ點はきわめて多いといふことは、この機會にさしうな點に、もつと具體的な考へを敷衍して申してみますならば、單純な耕種農業で、かりに延勞力を百人必要とする場合に、労働生産を高めて、能率化をはかることによつて三十人で済む場合、残りの七十人が加工業とか、畜産とか、養蠶とかそれぞの分業的な專業技術經營の能力を發揮する方向に組織を通じていたしてまいりまして、農工一如、堅實な農村工業發展する總合力を發揮するようになつて、何よりも必要なことであると思ひておるのであります。これなくしては、この法律の第一條に規定いたしてあります、農民の協同組織の發達を期し得ないといふも信ずる次第であります。古來戰爭と農業の問題について定説がありまして、われわれもその面によつつかつております。

今日戦争の済んだ當座の、餓死者を出すほどに逼迫した食糧事情も、年ならずして立直り、戦時中戦場へ送つておつたところの食糧生産額は、戦争が済んだことによつて過剰生産をもちまして、今日の事態が夢のような時代になつてまいり、農業恐慌の迫つてくるといふことも覺悟いたしてこの法案を審査いたしますと、今日の日本の再建がなるかどうかは、實は明日のこの農業危機への恒久的對策を立てて、これを今日の急場の間に合せることだといふことを堅く信じますがゆゑに、われ／＼はきわめて速やかな機会に、この法律を成立實施せしめまして、自作農土地制度の上に立つ協同組合を結成し、新しい村づくりの巨歩を固められんことを望むや切なるものがあるものであります。

最後に一言特に附言いたしたい點があります。それはこの進歩的な農民組織は、實は内部から盛りあふれたものではなかり、いわゆる農民解放令に端を発しておるといふ現實を率直に認めなくてはなりません。外部から與えられた組織は、民衆の意識が伴つていない場合、それは進歩的な役割を果し得ないといふことはまた歴史が教えておるのであります。かの一九二八年、アメリカ合衆國の領有に歸しましたフィリッピンが、土民解放の線に沿うたきわめて良心的な立法がありまして、たにかかわらず、スペイン時代に築き上げられた封建的性格を脱却することなくして今日に至つておるといふことは、われ／＼がこの法律施行にあつて心すべき他山の石であるといふことであります。われ／＼はしかしこの新組織を前にいたしまして、わが農

民が内農村内部の對立を排し、外政黨を政派を超越した強い團結のもとに、地位を望まず、名譽も欲せず、職をも追わず、ひたすらに人生は勤勞なり、勤勞は人生なりといふ尊い勤勞人生觀に徹して、情勢のいかなる變化にも斷固守り抜こうとするあの鐵の意思をもつて、國の糧を賄つてくれます眞に働く農民が、耕作農民各位が主體となつて、ここに立派な農業協同組合の結成される日が近きにあるといふことを堅く信じまして、民主黨を代表し、本法律案に賛意を表明する次第であります。

○野澤委員長 自由黨、小川原委員。○小川原委員 私は自由黨を代表いたしまして一言修正意見を申し述べ、次に附帶決議を申し上げたいと考えるのであります。

農業共同組合法案第九條第三項の規定に「みづから前項に掲げる業務を営み、又はこれに従事する者が行つた新炭生産の事務（これに附隨する業務を含む）は、この法律の適用については、これを農業とみなす。」とありますが、これを農業とみなす。こゝうありますものを、修正いたしますものは「みづから前項に掲げる業務を営み又はこれに従事する者が副業として新炭を生産する場合はその業務（これに附隨する業務を含む）についてはこの法律を適用することが出来る。」かように修正をいたそうと考へております。その理由といたしましては、農業の後身となるべき協同組合に對しまして、林産物たる薪炭の取扱ひをやらせようといふことは法制化せんとするものであります。この薪炭はすでに森林法制で明らかにその取扱ひができております。その體系が規定されて、中央

地方ともに整然としてこれらの林産物の處理に任じておるのであります。今日現行農業團體法にさへ規定されてない林業部面に屬する、しかも主要林産物たる薪炭の取扱ひを農業とみなすことは、林業體系を攪亂せしめ、林業經營の總合性にもちろんのこと、治山治水に關連する森林施業の公益性を破碎するものであつて、國策上まことに遺憾なる問題であります。薪炭製造が農業ならば、農家の行く漁業も工業もみな農業と言わなければならぬのであります。かかる一方的な、偏重的な立法は、民主的立法でないとして斷定することが出来ます。これは當然排除すべきである。従つて農業協同組合はいわゆる農業としての本然の姿に立脚したる體系に法制化することを最も妥當なりと確信するものであります。しかしこれを一步譲りまして、農業を営むものの中で薪炭業を営むものがあつたとしたならば、これを副業とすることがいづれにも差支えない最も妥當なる方法と確信しますがゆゑに、右の修正案を提出したのであります。何とぞ各位におかれましては御賛成を願ひたいのであります。これがごく簡單であります。修正案の理由であります。

次にわれ／＼の先日来申し述べましたことについて、ここに一言申し上げたいのであります。各位が御承知のことや九十一議會、九十二議會の前内閣當時、自由黨、進歩黨、社會黨の御了解を得まして、私どもが農事協同組合法案なるものをつつたのであります。これは申し上げるまでもなく、農業の民主化をはかり、日本の農業の發達を來そうといふ心構えからこれをいたしたのであります。遂に審議未了に終

つてしまつたのであります。まことにこれは遺憾と考へておるのであります。が、今日ここに協同組合法案が現れましたが、この法案は御承知のごとく政府がわれ／＼の精神を酌みとられまして協同法案の作成になつたのであります。ゆゑに私はこの協同法案を考へてみますのに、われ／＼が民主化していこうといふこの考え方の上からみますと、農業という言葉がいかに私どもは賛成をいたしました。先年皆さんの御賛成を得ましたごとく、農事と改むべきことが至當であると考へたのであります。それで第一條におきまして、農業の下に「農業、畜産及び養蠶」という字を入れたと考へたのであります。これは畜産、養蠶が農業の從屬的關係であつてはならない。農業といふものは、耕作農業と畜産と養蠶とが同列に行わなければならぬといふので、この農事といふことを考へた。これがすなわちわれ／＼が民主化の最も根本とするものであると考へたのであります。

第九條におきまして、本文を削つて「この法律において、農業とは耕作の業務をいい、畜産とは牛、馬、細羊、山羊、豚、家禽、家兎及び蜜蜂（以下家畜といふ）の生産、所有若しくは飼養又はこれらの家畜の生産物加工の業務をいい、養蠶は蠶繭生産の業務をいう。」

前項の業務に附隨する業務はこれを農業、畜産又は養蠶の業務とみなす。家畜による飼養、牧野經營及び野生獸の飼育は、この法律の適用に關しては、これは畜産とみなす。こゝういふこまかいことを書いておくことが、やがて畜産といふものが非常に重大視

されるという目安の上にこの問題を取入れたのであります。かようなところはこまか過ぎるとおつしやる方がありませんが、しかしものといふものは、すべてい／＼の場合におきましても強調をしておくと、それ自體が、やがてその事業を強調せしめるゆゑんでありますから、かようにいたしたいと考へたのであります。

第二章の第十條の九と十との間におきまして、九をいれまして「農事に關する畜蟲除滅、家畜衛生其他防疫、十を入れました「家畜登錄」こゝういふこともそこに挿入したいと考へたのであります。

第十二條第一號の「農民」といふ文字を削りまして「農業、畜産又は養蠶の業務を営み又は是等の業務に従事する者」かように考へたのであります。それから第十六條の但書を削つてしまひたい。

第三十條の末項の「（准組合員及び法人たる組合員云々）を削除してしまつて、そこに「（組合員が團體である場合にはその業務を執行する役員を含む）」

「總會に於ける役員選任の議決は總組合員の半数以上が出席して、その議決数の三分の二以上でこれを決しなればならない。但し定款に特別の規定がある場合にはこの限りでない。」

前項の定款は、創立總會において、役員を選任する場合にこれを準用する。こゝういふ點が最もおもしろい點であります。こまかいところはこまかいですが、こゝういふからそれを除きます。これらが一番重要な點であります。その理由は何かと申しますと、御承知のように、わが國の農業が將來い

かようにいかうかというのを考えてみますと、非常に多難であります。この平野の沖積堆積の部分は、もはや農業を営んで、多くは最も傾斜面の酸土の強い安山岩質の瘦土の開墾であります。この中にあるいは酸化鐵が發達し、あるいはロームが發達したとして、化學肥料やあるいは魚肥をもつて肥料を行うとしましても、この生産ははなはだむずかしいのであります。殊にわが國は御承知のごとく雨量が多いのであります。耕土が雨によつて流される、こゝなつてきますと、この土を防ぎ、そしてやせ土を肥やすといふことは何でやるかと申しますと、言うまでもなく家畜によらなければならぬので、この協同法案に家畜といふものは最も大きな問題であると考えます。今どなたもお笑ひになりましたが、子どものようなことでも、ここに書きましても、そしてこれを強調することが、わが國農業の將來に備へるという點において、最も重大な關係があると考へたからであります。その上において體位向上をはかりあるいは衣料の改善、生活の改善問題等、われ／＼國民として、あるいは人間としての基本的な要素は畜産にまたねばならぬのであります。その畜産を農業の從屬的なものと観念をもつておるといふことは、畜産を重大視する心が緩むことになるので、いかなる場合においても、わが國の農業は他の國の農業とは違つて、皆さんの常に申しておられる通りに、畜産を基本にせねばならぬといふことは私もそれに同感であります。ゆゑにこの協同組合法案においては、いろいろの組合が組織されますけれども、特にここに強調したものはそこにあつたので

あります。その點十分に御了承願ひたいのであります。現在皆さんが御承知ではございますが、私どもの自由黨としても杞憂しておるところは何であるかと申しますと、牛が戦前において二百四十萬頭ありましたが、戦後は二百萬頭になつたのであります。馬が百五十萬頭ありましたが、今日は九十萬頭になつたのであります。豚が百萬頭あつたものが八萬頭になり、鶏が五千四百萬羽あつたものが、千五百萬羽、免が六百六十萬羽あつたものが百八十萬羽、肉は十二キロトンをつぶしておつたものが、今日は三キロトンしかつづかない。卵は三千六百萬個あつたのが、今日は千三百萬個、牛乳は二百萬石あつたのが、今日は百萬石、それに伴つて乳製品が二萬キロトンあつたのが、一萬キロトンになつて、そして赤ん坊も飲めないといふやうな、實に悲惨な状態に相なつたことは、われわれとして一刻も早く復活せなければならぬ。馬のごときは原産種がもはや絶えんとおるのであります。やがて皆さんの前に請願をいたさうとしておりますが、こゝういふわけでありまして、動物を養育育成していくといふことは今日を待つて明日でできることではない。皆さん御承知の通り、數年の後を待たねばならぬ。その數年の間後うものは一年後なればまた數年の間後れるといふやうなことで、實に國家の重大場面に直面したておるのであります。ここに置きましてわれ／＼は、畜産の最も重要問題であるといふことを強調いたして、この法案をつくりたい、かゝうに考えたのであります。それで過日來の皆さん方のお話合ひによりまして、あまり對立的であ

るということになつたので、われ／＼も一歩を譲りまして、この附帶決議には同調いたしましたけれども、われわれの精神のあるところは、單に對立的な精神ではない。ほんとうに國を救いたい。どうしても畜産といふものをこの法案の中に入れて、こゝう考えたのであります。これを從來の例によりまして、戦争中に牛を農業に入れました。そしてその數が殖えたかと申しますと、その數が非常に減つたのであります。殊に皆さん御承知のごとく、北海道は牛については非常に發達していらつた。おほめの言葉を頂戴するのでありますが、この北海道におきまして、初めのうちは農業會に畜産部を設けたが、これは農業であるから一緒にする方がよいと言つて、畜産部をとつてしまひましたので、牛はほとんど形を失つてしまつた。われ／＼は何もこれを農業に入れることを否む者ではないのであります。人間の精力には限りがあり、けにはな／＼いかぬ。ゆゑに常に單行的に進んでいくことが、その業務を最も發達せしめるものであると考へるものであります。ある程度まで發達をいたしましたならば、農業會が畜産をやりましたも、私どもはこれにかかれ申すものではないが、ある程度の進歩發達をはかるためには、力をわけていつた方が早いと考へて、かく申述べたやうな次第であります。ゆゑにここにこゝ簡單ではあります。その理由を申し述べまして本案の附帶決議に賛成の意を表する者であります。

○野澤委員長 國民協同黨代表委員。○萩原委員 國民協同黨を代表いたしまして簡單に申し上げます。この法案は農村の民主化と農業再建にきつめて影響するところの多い重要な法案であります。それだけにいろいろ意見もあり、あくまで協同主義に徹しまして、自由の原則に立つて農民の主體性と經濟の自主性を確立しておる大筋のところは整つた法案と思ひます。一面、農業團體の解散を目録に控へまして、農民大衆の切望切なるものあり、これ以上逡巡を許さないもので、大島委員の發議の通り、附則の一部を修正し、附帶決議を付しまして原案に賛成するものであります。しかしながら十數項目にわたる附帶決議に示されておりますことは、今後の運営に當りまして幾多の問題が殘されておることの意味するものと思ひます。政府はこの點に鑑みまして、なお協同組合の使命達成のために、これが活動を阻む一切の惡條件を排除して、經濟の健全な發展のために萬遺憾なきを期せらるるやう、積極的處置を講ぜられますやうに要請するものであります。

○野澤委員長 農民黨北委員。○北委員 ただいま小川原委員から畜産の重要性に關してかなり話がありました。この際皆さんにお話していただきたいことは、畜産の小委員會をつくつていただきたいことでもあります。○野澤委員長 北委員に申し上げます。議題外でありますから、その點は後刻にまわしてください。○北委員 私は農民黨をいたしましたし、この協同組合法案をつくることには兩手をあげて賛成であります。しかしこの法案内容を見まして、二、三の修正をしなければ絶対に承服しがたいためです。その内容におきましては、第一條に「この法律は、農民の協同組織の發達を促進し、以て農業生産力の増進と農民の經濟的社會的地位の向上を圖り、」とありますが、その次に「並びに農民の生産物の販賣、生産基準に關し、農民が團結する權利及び團體交渉權その他團體行動する權利を保障し、」を挿入し併せて國民經濟的發展を圖るを目的とする。と修正を必要とするのであります。なぜならば、憲法第二十八條によりまして労働者の團結權、團體交渉權、團體行動權が保障されているのであります。法律で定められた機關以内で一時的に集團の行動が頻發する場合、社會的不安を惹起する憂いがあるが、現在あらかじめ國家機關が交渉する相手方がないから、この法律で協同組合を農民の團結の機關として確認するならば、常に政府または行政機關はこれと交渉いたしまして、あらゆる問題を事前に解決することが容易であるのであります。幾多の農民團體に對して諸種の複雑多岐なる折衝の必要がなく、農業協同組合一本の交渉で解決ができるのであります。本法案に絕對明文化することが必要なのであります。かつまた從來のごとき封建的農奴にひとしき官僚獨裁の農民生活を改善して、民主的に農民を解放するには、農民に團結權行使の機關が絕對必要であります。もしまた農業協同組合を農民の團結權行使の機關として明文化しないでも、農民が協同の組織で團體行動の行使、團體行動權を行つても、これを告發することは憲法が絕對に許さないゆゑに、農業協同組合が團體行動の機關であることを明かにして置くことが、複雑化を防ぎ、社會不安を除き、農民の前途に

光明を興えるものであるから、ぜひ憲法二十八條の勤勞者の團體機關であることを明文化しなければならぬ。けさほど今年の米價に對して九州から

こういう電報が參つております。「米價二千四百五十圓、ほかにがます代百圓に定められたし、もし農民の犠牲を強いるときは重大なる事態をひき起すことあるべし、九州農青連盟」と書いてあります。九州農青連盟は五通も六通も来ております。要は公正な價格が生産物を出荷させ、物交を必要とし

ない配給機構によつて生産者の組織に扱われたならば、割當とか強權がなくてもきつぱりといふと百パーセント出荷されます。官僚やこれと行動をとる政治者たちの、農民は奴隷のごとくたきつけばいいという考え方から、この未曾有の危機を生じたと言つても過言ではないのであります。國民の四分の一の眞に働く農民が、萬苦を拂つて強度の勞役に従ひ、しかも國民の食糧が十分にできないのであります。一人で三人分の食糧すらできないのであるが、働く二十萬の農民もその家族も、教養の時間もなく、新しい文化にも接し得ないのであります。また増産の研究も合理的な農法を考ふる餘裕もできないのであります。徳川三百年封建時代の武士に代る官僚にむち打たれて、酷使されている農奴的農業者は、いつまで経つても一段あたり二石、しかもこれがさらに減じていくのであります。反對に人口は殖え、領土は狭くなるのであります。が、解放された農民農業者であれば、今思ふほどの増收ができるのであります。三石ないし四石の生産はできる草新農業となるのは何でもないのであり

ます。人口がたとえ一倍になりましたも、絶対に心配のない日本の農業となることができるのであります。しかし農民のあの苛酷な勞働、その成果である農産物が、官僚の名づける二東三文の價格で強奪されている。インテリヤリテイ計算の價格、これで強權で多數の農民が惨憺な策略に遇つてゐるのであります。たとえば硫安の消費者價格にいたしましても、一トシ六千圓であります。生産者價格は八千圓ないし九千圓にもなるかもしれないのであります。これは硫安を使うよりも米を肥料にした方がずつと經濟的なのであります。新物價體系などと宣傳して、資本家の言ひがままの値で、硫安にしても石炭にしても、この緊急なときでもなお四割の利潤を認めてゐるのであります。今日のときは一錢の利益がなくても我慢すべきであるのであります。こんなような國管とか國營とかでは大變で、この負擔はみな農民や勤勞者にくるのであります。先ほど言ひましたパリティ計算にいたしましたも、これは物價體の中勝手なきめるべきではないと思ふのであります。

民主的にこれと比較すると明らかになります。官廳獨裁のパリティ計算は何の値をなすか、國民の疑惑のないようにしなければならぬと思ふのであります。またたく農民を欺くパリティ計算としか思われぬのであります。何ゆゑ生産者代表、消費者代表も加えた基準物價をきめたところの正しいパリティでやらないのか。そうしますれば、強權がなくとも今ある割當がなくとも、農業生産調整法がなくとも、百パーセントの米が、農産物が出るのであります。まだく食糧は

出まわらぬと思ふのであります。それがために、どうしても増産をするためには農村にこの團體行動權を認めなければならぬと私は思ふのであります。

次に第十條の第五項であります。これは重大な、協同組合連合會の金融事業の分離でありまして、絶対に私どもは反對するのであります。金融事業を連合會よりつて連合會の資金の道を止め、連合會の運営をできぬようにする重大障礙があると思ふのであります。すなわち金融財閥、金融業者及び官僚によるところの中央金庫に金融權を掌握せしめ、農民の協同組合による事業も金融によつて活殺自在にできるものであつて、今日の農村民主化を根本から破壊するものであります。

次に第五十九條であります。これは許可主義でありまして、これは農出主義に根本に修正を要すると思ふのであります。農出主義でなんら弊害なきことは、労働組合によつて實際にみるべきところにして、許可主義は官僚の勝手となり、あるいは政黨所屬の長官などにおいて御便宜主義となり、黨勢擴張をする資材に悪用される憂えがあるものであります。あるいは許可期限の制限とか、あるいは許可をしない場合の裁斷など、まったくこんなものは無用でありまして、これは官僚の人員増加の手段にすぎないと思ふのであります。殊に經濟行爲をなす團體でありますから、組合員みづから十分考慮慎重にするもので、許可主義のごときは官僚が組合員農民大衆を輕蔑するものであります。斷じて許可主義に反對するものであります。

次に第九十三條の監督機關であります。これが、これは組合の監督は依然また行政府がやるようになっておりますが、私どもの意見といたしましては、監事がこれを行ひ、監事は組合員の事務、業務、財産狀況をいつでも検査して、不正の疑のあるときは、監事は總會を招集いたしましたして報告すればよろしいのであります。監督は組合員が自主的にやるべきであつて、行政廳にやらせることは農民があくまで官僚に附屬することとなり、農村民主化を害するものであります。以上の修正意見を述べまして、修正がされなければ私はこの法案に斷じて承服しがたいものであります。

○野澤委員長 附帶決議についての意見はいかがですか。

○北委員 附帶決議は賛成であります。それから農業團體解散、これも賛成であります。

○野澤委員長 討論は終局いたしました。これより採決いたします。

農民黨提案の修正案は否決されました。次に各派共同提案の農業協同組合法案の修正案に賛成の諸君の起立を願います。

○野澤委員長 起立多数、よつて各派共同提案の修正案は可決せられました。次に農業協同組合法案の修正案を除いた原案に賛成の諸君の起立を願います。

○野澤委員長 起立多数、よつて修正部面を除いた原案は原案の通り可決いたしました。これにて農業協同組合法案は附帶決議を附して修正議決することに確定いたしました。(拍手)

○野澤委員長 起立多数、よつて修正案は可決いたしました。次に農業協同組合法案の修正案を除いた原案に賛成の諸君の起立を願います。

○野澤委員長 起立多数、よつて修正案は可決いたしました。次に農業協同組合法案の修正案を除いた原案に賛成の諸君の起立を願います。

○野澤委員長 起立多数、よつて修正案は可決いたしました。次に農業協同組合法案の修正案を除いた原案に賛成の諸君の起立を願います。

ついでに、請願及び陳情書の取扱に上さらに慎重を期したいと思ひますので、いま一度御検討をお願いしたいと思います。が、いかがにいたしましたでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野澤委員長 それでは異議なきものと認めまして、そのように決定いたしました。

本日はこれにて散會いたします。
午後三時二十九分散會

〔參照〕
農業協同組合法案（内閣提出）に
關する報告書

一、議案の目的

政府は茲に第九十議會を通過した農地調整法中改正法及び自作農創設特別措置法に基き、わが國農業生産力の發展を制約し來つた農地制度に重要改革を加へ、もつて耕作農民の解放に著手したのであるが、この際更にこれを推進する目的で、現行農業團體制度を根本的に刷新して、農民の自主的な協同組織の確立助長をはかり、併せて農村の生産、流通、信用等の諸面に根幹的な改善を行い、進んでは農民の努力により新生面を拓き、よつてもつて農業の國民扶養力を高め、國民經濟の安定に貢獻しようとするのである。

二、議案の要旨及び特色

本法案は第一章總則、第二章事業、第三章組合員、第四章管理、第五章設立、第六章解散及び清算、第七章登記、第八章監督、第九章罰則の各章より成り、附則を除き全文百二箇條である。その主要な特色を挙げると次の通りである。

（一）先ず本法にいう農業とは、耕作、養畜又は養蠶の業務であるが、農業と養蠶される薪炭生産をも農業の範疇に加えてゐることは、特に注目を要する點である。

（二）次に、農業協同組合の本質は、その行う事業を通じて組合員のために最大の奉仕をすることにあつて、單なる營利機關でないことが明らかにされてゐる。この事實に關連して、農業協同組合は、所得税、法人税又は營業税を免除される。

（三）組合の行ひうる事業として信用、購買、販賣、利用、生産、農村文化事業等が列擧されてゐるが、特に農業協同組合が農業生産協同體であるという趣旨に鑑み、生産に關する各種の事業を強力に遂行することを強調し、土地の開墾、水利の管理、農作業の協同化に關する施設、農村工業等の事業對象を具體的に掲げてゐる點は、本法案の重要特色の一つである。

（四）次に、農業協同組合は農民の團體であることを鮮明にし、決議機關及執行機關においても農民の主體性を尊重し、理事の定数はその四分の三が農民たるべきこと等が規定されてゐる反面、組合の設立、組合員の加入脱退に關しては、手續上の制限を除き、原則として自由開放の主義を採つてゐる。

三、修正議決の理由
農業協同組合法の實施がわが國農村及び農業の今後の在り方に對して決定的な影響を與へるべき事實に鑑み慎重審議を遂げたが、結局、本法案は、農民の協同組織の發達を促進し、もつて農業生産力の増進と農民の經濟的社會的地位の向上をはかり、併せて國民經濟の發展を期する上において進歩的意義を有し、時宜に適應するものと認めるが、その運用において農民の期待に沿うべく萬端なきを期するため、各黨各派の意見を勘案した附帶決議を附し、附則に關しては政令に委ねてゐた法律施行期日はこれを法律で定めるべきものと建前から、別紙の如く修正すべきものと議決したしだいである。

昭和二十二年十月十八日
農林委員長 野澤 勝
衆議院議長 松岡剛吉殿
附帶決議

一、農業協同組合事業に關連のある食糧管理法、略農業調整法、馬匹法その他許可認可を要する關係法は、農業協同組合事業の發展助長のため速かにこれを改廢すること。

二、農業協同組合事業の達成を圖るため、金融の自主的確立に關し充分なる措置を講ずること。

三、農業協同組合事業の達成を圖るため、技術員制度を確立し、併せて研究機關を設立すること。

四、森林組合、漁業組合等農山村に對する協同組合組織の確立に關し速かに法的措置を講ずること。

五、政府は養蠶畜産等農業の各業種の健全なる發達を圖るため、本法

施行に當り特に育成の措置を講ずること。

六、同一地區内に二つ以上の同種組合が設立される場合は、組合員の二重加入を認めざる措置を講ずること。

七、農業會資產處分禁止については、嚴重監督をなし遺憾なきを期すること。

八、農業團體解散に當りその資産の分譲については、組合員の意志を尊重し、合理的且つ能率本位にその處分の途を講ずること。

九、農業會解散に伴う農業會職員の處置に關し適當なる措置を講ずべきこと。

十、公職追放令該當者たりし者は、農業協同組合の役員に就任しないよう措置を講ずること。

十一、議決權を行使する代理人は組合員たるべきこと。

十二、政府は農業協同組合の設立育成に關し積極的な援助を行うこと。

十三、農業協同組合法の運轉上、加工場の新設、運搬業の開始等他官廳の許可を要する事項が多いから、主官廳は本法運轉上支障を來さないよう責任を負ふこと。

十四、非出資組合に對しても、出資組合と同様に、課税しないこと。

十五、第四十條第一項の總會は、准組合員を除く組合員の半数以上が出席しなければこれを開けよう措置を講ずること。

（小字は修正）
農業協同組合法案の一部を次のように修正する。

附則
この法律施行の期日は、公布の日から一箇月以内を定めよう。

農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整理等に關する法律案（内閣提出）

（出）に關する報告書

一、議案の要旨
本法案は農業協同組合法の制定に伴い從來の農業會、農業實行組合、養蠶實行組合等の解體を行うに必要な手續を定めたものであつて、附則を除き全文四十箇條よりなつてゐる。

本法案の要點は次の二點にある。

先ず、從來の農業團體等は協同組合法施行後八箇月以内に解體しなければならぬ。

次に、農業團體は行政廳の認可なしに、勝手にその資産處分を行ふことが禁ぜられると同時に一定の手續を経てこれを新しい農業協同組合に引繼がねばならぬ。

二、議案の修正議決理由
農業協同組合の健全な成長を期待するためには舊性格の農業團體を完全に解體し、その解體した農業團體の資産を新しく結成される農業協同組合に引繼がしめることは當然の措置である。本法案はそれがための手續規定であつて、農業協同組合法案の關連法案として當然制定せらるべきものと認めるが、附則については政令に委ねてゐた法律施行期日はこれを法律で定めるべきものと建前から、別紙の如く修正すべきものと議決したしだいである。

昭和二十二年十月十八日
農林委員長 野澤 勝
衆議院議長 松岡剛吉殿

（小字は修正）
農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整理等に關する法律案の一部を次のように修正する。

附則
この法律施行の期日は、公布の日から一箇月以内を定めよう。但し、第二條の規定は、公布の日からこれを施行する。

（小字は修正）
この法律施行の期日は、公布の日から一箇月以内を定めよう。但し、第二條の規定は、公布の日からこれを施行する。